（案）

電子計算機の賃貸借および
ソフトウェアの提供に関する契約書

電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約書

木津川市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「丙」という。）とは、丙所有の電子計算機および関連機器（以下「機器」という。）の賃貸借およびソフトウェアの提供に関し、乙が責任をもって丙をして賃貸ならびに提供させることについて、次のとおり契約を締結する。

Ⅰ．電子計算機の賃貸借

1．事　　業　　名　：　州見台小学校教育用コンピュータ整備事業
（明細は別紙明細表１のとおり）
2．機器の賃貸料　：　Ⅲに記載のとおり
3．機器の据付場所　：　木津川市州見台１丁目 32 番地　　州見台小学校

Ⅱ．ソフトウェアの提供

1．ソフトウェア名及び数量　：　州見台小学校教育用ソフトウェア
（明細は、別紙明細表２のとおり）
2．ソフトウェアの提供料　：　Ⅲに記載のとおり

Ⅲ．月額料金の取引金額

1．機器の賃貸料（月額）　　　円
2．ソフトウェアの提供料（月額）　　　円
3．月額料金　　　円
4．消費税額及び地方消費税額（月額）　　　円
5．月額料金の取引金額　　　円

Ⅳ．契約期間　：　　年　月　日から
年　月　日まで

契　約　条　項

第１章　総　　則

（契約の趣旨）

第１条　甲に対する機器の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約の内容については、この契約条項による。

２　前項にかかわらず、頭書に機器賃貸料の記載がない場合は、機器の賃貸借に関するこの契約の各条項は適用されないものとし、ソフトウェア提供料の記載がない場合は、ソフトウェアの提供に関する契約の各条項は適用されないものとする。

３　乙は、丙をして、この契約に基づく乙の債務を履行させるものとし、もし、丙が債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行する。

第２章　機器の賃貸借

（機器の引渡）

第２条　甲は、機器の納入を受けたのち、引渡が完了したことを確認する丙所定の「引渡完了通知書」を丙に提出する。

２　甲は、納入時期までに据付場所において機器の受入準備を完了する。

３　機器の納入および調整等に要する費用は、乙の負担とする。

（丙の所有権表示）

第３条　丙は、機器に丙の所有に属する旨の表示を行う。

２　甲は、前項の表示を汚染したり、取外してはならない。

（機器の保守）

第４条　引渡し後の機器の保守については、甲の負担とする。

（補給品）

第５条　甲が機器に使用するフレキシブルディスクカートリッジ、プリンタ用インクリボンその他の補給品は、機器製造会社所定の標準仕様に適合するものとする。

２　前項に規定する規格品以外のものを使用した場合に生じた機器の事故については、甲の責任とする。

（他の機械器具の取付、機器の改造、移転）

第６条　甲は、次に定める事項については、あらかじめ丙の文書による承諾を必要とする。

⑴　機器に他の機械器具を取付ける場合

⑵　機器を改造する場合

⑶　機器を頭書記載の据付場所から移転する場合

２　前項の場合に要する費用は、いずれも甲の負担とする。

（乙および丙の責任制限）

第７条　乙および丙は、プログラムに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わない。

（保　　険）

第８条　丙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は丙が負担する。

（機器の引取）

第９条　この契約が解約されたときは、乙および丙は解約された機器をすみやかに引き取る。

２　甲は、機器の引取が完了するまで、善良なる管理者の注意をもって機器を管理しなければならない。

３　機器の引取時の解体、荷造りおよび丙指定場所までの運送に要する費用は、甲の負担とする。

４　機器引取後の据付場所の修復費用は、甲の負担とする。

第３章　ソフトウェアの提供

（ソフトウェアの定義）

第1０条　この契約でソフトウェアとは、甲が、著作権者等適法な権原を有する者との間でソフトウェアの使用許諾契約を締結することを前提に、丙から提供されるものをいい、記録媒体、パッケージおよび取扱説明書等を含む。

（ソフトウェアの検収）

第1１条　甲は、ソフトウェアの納入を受けたのち、検収が完了したことを確認する丙所定の「検収完了通知書」を丙に提出する。

２　ソフトウェアの納入および調整等に要する費用は、乙の負担とする。

（ソフトウェアの複製等）

第1２条　甲は、第1０条のソフトウェア使用許諾契約において認められている場合以外は、ソフトウェアの複製・改変を一切できない。

（ソフトウェアの滅却）

第1３条　甲は、解約されたソフトウェア（記録媒体、パッケージおよび添付された取扱説明書ならびに第1０条の使用許諾契約に認められている範囲で複製・改変したものを含む）について、解約日後ただちに滅却するものとし、解約日から１カ月以内にその滅却を証明する「ソフトウェア滅却証明書」を丙に提出する。

第４章　共　通　事　項

（月額料金）

第１４条　機器の賃貸料およびソフトウェアの提供料（以下あわせて「月額料金」という。）は頭書記載の金額とする。ただし、契約期間に１カ月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

（消費税および地方消費税）

第１５条　消費税額および地方消費税額（以下「消費税額等」という。）は、前条に定める月額料金ならびにこの契約に基づき甲が乙または丙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法第２８条第１項および第２９条ならびに地方税法第７２条の８２および第７２条の８３の規定に基づき算出する。

２　消費税額等の算出に際して、１円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（月額料金の取引金額の請求および支払）

第１６条　丙は、月額料金および消費税額等について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は支払請求書を受理した日から３０日以内に、丙に支払う。

２　甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、丙は、その請求金額につき、年２．９％の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（技術指導等）

第１７条　この契約に定める機器ならびにソフトウェアに関し、甲が必要とする技術指導およびバージョンアップ等に要する費用は、甲の負担とする。

（善良なる管理者の注意等）

第１８条　甲は、機器の据付場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により機器のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって機器およびソフトウェアを管理する。

２　甲は、機器の使用に際しては、それらに添付される取扱説明書等に定めるとおりの用法および用途にのみ使用する。

３　甲は、機器およびこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

４　甲は、この契約に定めるソフトウェアおよびその複製物を第三者に提供してはならない。

（損害賠償）

第１９条　丙は、甲の故意または過失によって、機器およびソフトウェアに盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

（立入権および秘密保持）

第２０条　乙および丙は、甲の承諾を得た上で乙、丙および丙が業務を委託した保守会社

等の従業員を、機器およびソフトウェアの納入、管理または機器の保守等の為、甲立会いのもと機器の据付場所に立入らせることができる。この場合、乙、丙および保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させる。

２　乙、丙および保守会社は、前項の立入に際して知得した甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

（通知義務）

第21条　次の場合、甲は、遅滞なく乙および丙に通知しなければならない。

⑴　機器およびソフトウェアにつき、乙および丙の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはそのおそれがあるとき

⑵　機器およびソフトウェアにつき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき

（期間満了後の措置等）

第22条　甲は、期間満了したときは、速やかに当該機器を乙に返還するものとする。ただし、機器の措置についてあらかじめ定めた方法がある場合は、甲、乙及び丙は当該方法により処理できるものとする。

（契約の解約）

第23条　甲は、この契約に定める機器およびソフトウェアの全部または一部を解約しようとする場合は、解約しようとする日の３カ月前までに乙および丙に文書にて申出る。

２　乙又は丙が次のいずれかに該当するときは、前項の規定に係らず、甲はこの契約を解除することができる。

ア　役員等（乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品調達等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　調達その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙又は丙が、アからオまでのいずれかに該当する者を調達その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙又は丙に対して当該契約の

解除を求め、乙又は丙がこれに従わなかったとき。

（契約の不履行）

第２4条　甲または乙および丙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める債務を履行しない場合には、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。この場合において甲または乙および丙は、相手方から損害を受けたときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

（特約条項）

第２5条　甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、丙に支払う月額料金について減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。この場合において、甲が、丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

（協　　議）

第２6条　この契約に定めない事項またはこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙丙間で協議して決定する。

（個人情報の保護）

第２7条　乙及び丙は、この契約を履行するための個人情報の取り扱いについては、木津川市個人情報保護条例第１４条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

この契約締結の証として本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　　　京都府木津川市木津南垣外１１０番地９

木　津　川　市

乙

丙